

パブリック・コメント手続（意見募集）

企業立地等促進条例の改正について

【意見募集期間】

令和5年（2023年）

令和6年（2024年）

12月11日（月）～ 1月4日（木）

お問い合わせ先：経済部企業誘致・工業振興課

電話 046-822-8290（直通）

横 須 賀 市

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

# 意見の提出方法

1 提出期間 令和5年(2023年)12月11日(月)から令和6年(2024年)1月4日(木)まで

2 提出先 横須賀市経済部企業誘致・工業振興課

3 提出方法

○ 次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・ 経済部企業誘致・工業振興課（横須賀市役所1号館4階9番窓口）
- ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・ 各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 経済部企業誘致・工業振興課

(3) ファクス 046-823-0164（経済部企業誘致・工業振興課）

(4) 電子メール ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp（経済部企業誘致・工業振興課）

4 注意事項

○ 書式は特に定めておりませんが、日本語で提出してください。

○ 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

# 企業立地等促進条例の改正にかかるパブリック・コメント手続の実施について

## 1 意見募集の趣旨

経済社会活動がコロナ禍から正常化へ動き出し、また、近年の急激な円安や経済安全保障など、世界的な事業環境の変化から国内回帰の流れが加速しています。

一方、市内では多くの製造事業者が立地し、市内経済を支える一つの柱となっていますが、操業開始時期から長い年月が経過し、施設の老朽化も見られるほか、環境への配慮など新たなニーズへの対応といった課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたり横須賀市で事業を継続してもらえるよう、既存企業が行う事業の拡充や生産機能の強化等のための大規模設備投資に対し、新たに奨励金の制度を創設します。

そこで、本条例の改正内容について市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

## 2 改正案の概要

### (1) 大規模設備投資奨励金制度の新設

- ・対象 … ・市内の既存企業が行う設備投資として、本制度の税優遇制度を適用されていること
  - ・投下資本額 50 億円以上の設備投資であること
  - ・設備投資を行う期間が 5 年以内であること
- ・制度案 … 投下資本額から 50 億円を控除した額の 5 % を交付 上限 5 億円

### (2) 税優遇と奨励金の関係性の明確化

今回新設する大規模設備投資奨励金の制度設計と合わせ、既存の奨励金制度についても、まず税優遇の適用について規定し、必要な要件を満たす場合には、奨励金の申請を行うとする 2 段階（1 段階目-税優遇、2 段階目-奨励金）の優遇制度となるよう条文の構成を見直します。

### (3) 制度適用のための事業継続年数の見直し

これまでは、制度適用にあたり事業継続期間の特段の定めはありませんでしたが、制度見直し後の基本となる 1 段階目の税優遇の適用において、10 年以上の事業継続を計画することを要件とします。

### (4) その他条文の整理

## 3 パブリック・コメント手続の意見募集期間

令和 5 年 12 月 11 日（月） ～ 令和 6 年 1 月 4 日（木）